

最低賃金制の今日的役割と今後の課題

加藤昇氏

9月21日のアフター5は、加藤昇さん（元中央最低賃金審議会委員、元電機連合中央執行委員）から「最低賃金制の今日的役割と今後の課題」について話を聞いた。22名が参加。以下に要点と感想を記す。

1、最低賃金制の歴史

第1期：業者間の協定（1959～）／第2期：審議会方式（1968～）／第3期：中賃目安方式（1978～）
／第4期：新産別最賃創設（1986～）／第5期：改正最賃法の制定（2007～）

2、最低賃金の果たす役割

働く者の生活の安定と向上に役立つことと、世の中の賃金決定方式に影響を与えること。2006年から2015年までの9年間でトータル125円（18.6%）の最低賃金が上がった実績がある。

地域別最賃は、すべての労働者の賃金の最低限を保証する安全網として機能することを目的にしている。1971年には、我が国は最賃制度に関するILO条約（第26号第131号）条約を批准した。

1986年から最賃第4期となるが、業者間協定方式から、労働組合員の賛成を得て最賃を申請する新産別最賃方式が答中された。当時、加藤さんが責任者であった電機連合が中心的に活動し、各地方の組合の3分の1の賛成を取り付けて、結果的に47都道府県に産別最賃を実現した。加藤さんとしても誇りに思っていることが述べられた。



3、産業別最賃について

経営側からは、我が国の賃金決定が企業別に行われていることから、産別最低賃を廃止すべきであるとの主張があるが、非正規雇用の割合が38%にもなり、労働者の均等待遇の実現のためにも存続、活用すべきであるとの組合側の主張も強くなされている。

加藤さんは、ご自分の組合活動を最低賃金の歴史とともに歩んできて、今後とも労働者の生活安定のために最賃制を活用することに、強い情熱を持っていることがよく理解できた。

時給1000円となれば、大きな節目となるであろうし、9年で18.6%も時給が上がったことは、それだけ労働者の懐を温めてきたこと、国民の生活向上に寄与したということである。最賃制度の大切さ

を痛感するとともに、社会的にも大きな実績があったと言えよう。(森下一乗)